

(その1)



収 支 報 告 書

令和6年分

(平成 年 月 日開催分)

(ふりがな) かつべ としのりこうえんかい

1 政治団体の名称 勝部 俊徳後援会

とっとりけん さいはくぐん ほうきちよう えんどう

2 主たる事務所の所在地 鳥取県西伯郡伯耆町遠藤14番地

はやしばら やえこ

3 代表者の氏名 林原 八恵子

かつべ としのり

4 会計責任者の氏名 勝部 俊徳

事務担当者の氏名 かつべ ちえこ

勝部 千恵子

(電話) 0859-68-3173

090-1337-7456

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|---|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 |
| ☐ 政党の支部 | ☒ その他の政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類

資金管理団体の指定の期間

平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	24,501 円
(前年からの繰越額)	24,501
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	6,000
翌 年 へ の 繰 越 額	18,501

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数	0

(2) 寄附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
	円	
(ア) 個人からの寄附		
(うち特定寄附)	(0)	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	(0)	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア+イ)	0	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費	円	
(1)人 件 費		
(2)光 熱 水 費		
(3)備品・消耗品費		
(4)事 務 所 費	6,000	通信運搬費 電話代月額500円×12か月分
小 計	6,000	
2 政治活動費		
(1)組織活動費		
(2)選挙関係費		
(3)機関紙誌の発行その他の事業費		
ア機関紙誌の発行事業費		
イ宣伝事業費		
ウ政治資金パーティー開催事業費		
エその他の事業費		
(4)調査研究費		
(5)寄附・交付金		
(6)その他の経費		
小 計	0	

合	計	6,000
---	---	-------

資産等の状況

総括表

(注) *は、無し、の意味表示

等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備考
地	☐	*	
物	☐	*	
の 所 有 を 目 的 と す る 地 上 権 又 は 土 地 の 賃 借 権	☐	*	
の 価 格 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 動 産	☐	*	
普 通 預 金 及 び 当 座 預 金 を 除 く 。) 又 は 貯 金 (普 通 貯 金 を 除 く 。)	☐	*	
銭 信 託	☐	*	
価 証 券	☐	*	
資 に よ る 権 利	☐	*	
先 ご と の 残 高 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 貸 付 金	☐	*	
わ れ た 金 額 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 敷 金	☐	*	
り 価 格 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 施 設 の 利 用 に 関 す る 権 利	☐	*	

宣 誓 書

書 類（別添のとおり）

書等の写し

意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 1 月 6 日

政治団体の名称

勝部 俊徳後援会

会計責任者の氏名

勝部俊徳 (印)

※代表者の氏名

「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。